

はじめに

日本史や戦国時代は好きだけど、史料をどう読んでいいのかわからない。史料を読んでも苦痛なだけで、ちつともおもしろさがわからない。そんな残念な悩みをかかえる人たちは案外少なくないようだ。本書は、そうした方々に、歴史の研究はおもしろいよ、きつとまだまだおもしろくなるよ、というメッセージを届けるために編まれたものである。

歴史書や論文を読んで自分なりに理解したり、疑問を抱いたりすることは、あるていどの基礎知識と好奇心さえあれば、だれでもが自由にできる。ただ、専門的に歴史を研究しようとすると、やはり、それはそう簡単にできるものではない。とくに史料を正確に解釈して、なおかつそこから独自性のある見解を導きだすには、相応の訓練が求められるし、センスも問われることになるだろう。まして、同じような関心をもった先行研究がごまんとあれば、その困難さはますます高まってしまふ。いきおい、せつかくの壮志を抱いて歴史研究の門をたたいても、心折れてしまつたり、戦線を思いつきり縮小して、狭い自分だけの「専門分野」に立てこもつてしまふ人が跡を絶たない。

でも、じつは歴史研究のいちばんの醍醐味は、「史料読み」のなかにこそある。著者の桜井さんも私も、一連の研究活動のなかで、いちばん楽しいのは、机にむかつて、ときには布団に寝つ転がつて、

史料を読みながら、その一字一句の解釈をめぐって、ああでもない、こうでもない、無責任な妄想をめぐらすひとときであると思っている。

ときには「おッ！ これは新解釈だ！」と小躍りすることもあるのだが、いざ論文にしようとする
と自分の解釈の無理に気づいて、ガツクリするという経験も数しれない。でも、たつた一〜二行の記述からできるかぎりの解釈の可能性を導きだし、それをもういちど冷静な頭で点検して、取捨選択していく作業というのは、ほかでは味わうことのできない知的な愉たのしみに満ちた時間である。これは私たちにかぎったことではなく、きつと多くの研究者にも共有されている喜びだと思う。ただ、残念ながら、できあがった論文や著書のなかには、（それが良質な研究であればあるほど）変に高揚した妄想の片鱗や知的格闘の痕跡は、きれいに除去されていて、読者がその「舞台裏」にまで想像をおよぼすことはできない。

でも、もし、そんな研究者の史料をめぐる試行錯誤の生の声を聞くことができたなら、難解そうな顔をした史料のままで立ちすくんでいる多くの人たちを勇気づけることにもなるのではないか。そこで思い立ったのが、桜井さんと私の二人でひとつの史料をネタにして自由に語りあうという対談の形式で、お互いの史料解釈のテクニクを披露しあうというアイデアだった。なかには、ちよつと恥ずかしい脱線や混線もままみられるが、それも含めて「舞台裏」をのぞくおもしろさと思ってもらいたい。そして解釈の当否よりもなによりも、いい大人が泊まりがけで三日間もひとつの史料と格闘している、その様子から「史料読み」の楽しさを感じとってもらえたなら、本書の目的はほぼ達せられた

ことになる。

歴史について書かれたものを読むのは、楽しい。しかし、そのもとになった史料を読むのは、もつと楽しい。本書のメッセージの核心は、そこにある。

*

*

*

では、歴史を語る魅力的な史料にはさまざまなものがあるが、いったい何を素材にしようか？ここで私たちが熟慮のすえに選んだのは、戦国大名が国ごとに定めた分国法。そのなかでも、あえて陸奥の伊達植宗が定めた分国法「塵芥集」である。

伊達植宗（一四八八〜一五六五）は、著名な「独眼竜」伊達政宗の曾祖父にあたる人物である。彼が当主だった時期に、伊達家では徴税台帳としての「棟役日記」や「段銭帳」の作成、陸奥国守護職の獲得、近隣諸大名との幅広い婚姻など、さまざま積極的な施策がとられている。だが、彼自身は、皮肉なことに伊達天文の乱で嫡子晴宗によって失脚させられ、失意のうちに長い晩年をすごすことになる。ただ、彼の時代におこなわれた一連の積極的な施策は、その後の伊達家が東北随一の大名に飛躍する基礎を築いたといえるだろう。

なかでも、彼が天文五年（一五三六）に制定した分国法「塵芥集」は、一七一条という、戦国大名の分国法中最大の条文数を誇るものとして、よく知られている。私たちが対談の素材として、数ある中世史料のなかから分国法、とくに、その「塵芥集」を選んだのには、いくつかの理由がある。

ひとつは、「塵芥集」が条文数が多く、また内容が仮名で書かれているために、法制史料としては

異常なまでに具体性に富んでいることがあげられる。対談中でもふれるように「むて人」や「生口」など、「塵芥集」にはほかの法制史料にはまったくみられない独特な語彙や習俗が散見される。また、「塵芥集」には同時代史料としては稀有なほどに、さまざまな犯罪やトラブルが詳細に描かれており、それらの記述から逆に中世社会の実態や中世人の考え方にせまることが可能なのである。「戦国法」というと、どうしてもお堅いイメージがつきまとうが、中世人のリアルな生きざまにせまり、豊かな社会像を導きだすような「読み方」を追究しようというのが、本書のスタンスである。

私たちが「塵芥集」を素材に選んだもうひとつの理由は、この法典の制定事情や施行実態を物語る関連史料がいつさい残されていない、それ自体、孤立した史料である、ということもある。これは、見方によつては、歴史資料としての「塵芥集」の欠点であるといえるかもしれない。現に、近年「塵芥集」を活用した研究論文がほとんどみられないのも、こうした史料状況に原因があると考えられる。なにせ「塵芥集」しか残っていない以上、それに解釈を加えてみたところで、その解釈を裏づけたり、応用したりできる具体例がなにとつ残っていないのである。

しかし、考えようによつては、だからこそ「塵芥集」の記述だけを徹底的に読みこむことで、新しい発見が得られる可能性もあるのではないだろうか。残念ながら、一部の研究者の書く論文のなかには、「研究論文を書く」ということを「データを並べる」ということと勘ちがいでいるのではないかと思えるほど、十分な解釈を施さないままの生煮えの史料を羅列して、事足れりとしてしまっているものがよくみられる。データベースなどで史料検索や閲覧が容易になった時代ならではのこと、と

いえるのかもしれないが、むしろ、そういう時代だからこそ、限定された史料をじっくり読む力を身につけたいものである。その点で、ほかに逃げ場のない「塵芥集」という史料は、「史料読み」の楽しさと難しさを同時に味わえる格好のテキストといえるだろう。かぎられた記述のなかから、どれだけ豊かな世界を汲みとることができるのか。これを「制約」とは考えず、一種の知的ゲームの「お約束ごと」ぐらいに考えて、ぜひ読者には、そのゲームの「もう一人の参加者」になつたつもりで本書を紐解いてもらいたい。

「塵芥集」の引用は、『日本思想大系 中世政治社会思想 上』（岩波書店・一九七二年）の漢字混じり文（勝俣鎮夫氏執筆）に依拠した。原文はほとんど平仮名で書かれ、漢字の使用は一部分にすぎない。引用史料中のルビのつけられている漢字は、史料原文では平仮名であつたことを示す。逆にルビのない漢字、およびルビが括弧に入っている漢字は、ともに原文でも漢字が使用されていた箇所である。対談中で「勝俣注」とよばれているものは、当該書につけられた勝俣氏執筆の校注および補注をさす。なお、本書のもとになつた対談は、二〇一三年七月一九～二一日、植宗の居城に近い福島県福島市の土湯温泉「山水荘」でおこなわれた。参加者は桜井・清水・濱久年（高志書院）の三人。桑折西山城の遺構については、福島県文化振興財団の飯村均氏のご教示を得た。

清水克行

目次

はじめに

序 戦国法の魅力……………12

戦国法の成立事情／渡りの法曹官僚と分国法の個性／あとかぎのおもしろさと仮名書きの意味／中世史のおもしろさがわかる／戦国大名のイメージ／戦国法の魅力と「塵芥集」

I 犯罪者をつかまえる

I 山の世界は無法地帯？～アジールへの挑戦1～……………28

狩人とは何者か／山賊と狩人／アジールの極小化／山賊集団の郷村

2 家宅搜索のあの手この手〜アジールへの挑戦2〜……………44

門垣を切る／在所へ踏みこめ／館廻りで科人成敗／犯人隠匿の罪と主人の責任

3 被害者が犯人をあげろ！〜自力救済と当事者主義1〜……………63

拘留は五〇日間／生口の容疑／生口のシロクロ／盗人容疑の生口／盗みは重罪

／いやなヤツの殺し方

4 犯罪者を成敗せよ〜自力救済と当事者主義2〜……………90

「成敗」は追放刑、「むて人」は被害者集団／「成敗」請負人はだれか？／伊達家の司法警察制度の不完全さ／「成敗」請負人の実像／「成敗」請負人による示談の斡旋／示談の禁止にみえる戦国大名の自覚／四つの「成敗」

II 売買のトラブルはゆるさない

1 土地の安堵と売買のいさかい〜買地安堵状の効果〜……………112

陪臣への安堵状／種宗の側室たち／買地安堵状の効果／買った土地を守るための安堵状／文書認識のズレ／徳政への対抗／脇の甘い政策／名代と恩地は例外

2 売買契約の機微にふれる〜年季売りと本銭返しの実像〜……………138

永代売り・年季売り・本銭返し／売買証文をもつのは、売り手か買い手か／買
い手が損をする理屈／超レアなケースで

3 下人の身売り／ループする下層民の生きざま〜……………156

人身売買は合法か非合法か／「逃盗」とはなにか？／手継を引く／下人は身の
代を払っても下人になる／下人は特別に引き立てられても下人／落胤と暇／な
ぜ「塵芥集」には下人の規定が多いのか／下人と名子・被官のちがい／中世の
身分制度／下人はみじめか？

4 質屋の故実……………183

「蔵方之掟」と「塵芥集」の矛盾／土倉の同業者団体／質屋の利用者

Ⅲ 立法の情報ソースをさぐる〜原「塵芥集」をもとめて〜

1 「御成敗式目」と「塵芥集」……………196

戦国的な微調整／妙なアレンジ／所領関係は中世法に依拠／ちよつと未熟な法典

2 「塵芥集」の先行法令はあったか／「式目」以外の原典……………208

時の守護所／地頭職権の先行法令はあったか？／「物成敗」の規定が少ない／
百姓身分の伊達被官／「塵芥集」の効力はあったのか

3 植宗を悩ますさまざまな出来事……………228

同じ内容の条文が存在する？／密懷法／「女房を質に入れる」ことは可能か？
／夫婦喧嘩／虚言と近道で追放刑は厳しすぎ

IV 戦国大名の夢のあと／伊達植宗と桑折西山城

1 伊達家の本拠西山城を訪ねる……………244

西山城訪問前の準備／天文の乱と父子敵対／「西山の橋」を見つけた！／西山
城を歩く／城郭のオモテとオク

2 西山城と伊達領の景観……………265

西山城と寺院／植宗以前の西山／家臣たちの居住区／伊達領の風景／「在家」
のイメージ／「在所」のイメージ

3 植宗の夢のあと……………280

伊達綱村の功績／愛すべき植宗／戦国法の読み方

参考文献一覧 294

「塵芥集」条文索引 296

おわりに 299

巻末図

桑折西山城周辺図

桑折西山城絵図

桑折西山城縄張図

伊達植宗略年表

伊達氏略系図と植宗の子供たち

1 山の世界は無法地帯？ ～アジールへの挑戦～

第1章では、検断(刑事裁判関係)をめぐる問題を扱う。

山の奥には伊達氏の支配もおよばない独特のルールが生きていた。狩人と山賊と村人――。生業こそ異なるが、彼らの実態は意外な重なりあいを示している。「塵芥集」を読み解くことで、侍や農民だけでない、中世社会のもうひとつの姿もみえてくる。まず最初は、ほかの中世史料ではなかなかみえてこない中世の「山」の世界と、そこにうごめく人びとの生態に「塵芥集」の条文からせまってみよう。はたして伊達植宗は、そうした独自の世界に対して、どのようなかたちで支配を浸透させようとしていたのだろうか。

狩人とは何者か

清水 そろそろ具体的に「塵芥集」の内容に入りましょう。ちょっと風変わりな内容ですが、中世社会のなんたるかを知ってもらおうと、格好の条文が僕は65条だと思ったので、そこから読みましょう。

65一 山中行き帰りの人を、盗人、狩人となずらへ、人の財宝を奪いとる事、その例多し。しかるうへ

は、いまより後、狩人路次中より三里の外にしてこれをなすべし。三里の内にて狩をいたし候はゞ、盗人の罪科たるべし。たゞし狩人鹿に目をかけ、追ひ来らば、是非にをよばざるなり。又山人たき木をもとめ深山へわけ入るとき、山立狩人となすらへ、山人を取る。しかるに山人不慮にのがれきたり、狩人を見知るのよし申出でば、くだんの盗人、たとひ真の狩人なりとも、山人の口にまかせ盗賊の罪科に処すべき也。

まず最初の文で、盗人が「狩人となすらへ」て、山中に出入りしている人の財宝を奪いとる例がひじょうに多い、とあります。この「なすらへ」ですが、僕たちが底本にしている『日本思想大系 中世政治社会思想上』で勝俣鎮夫さんがつけた頭注(以下、勝俣注とよぶ)では「よそおい。かこつけて」とあります。つまり、「盗人が狩人に扮して強盗をはたらく」ということなのですが、ちよつとひつかかるのです。むしろ、あとのほうを読んでいくと「狩人だと称して財宝を奪いとる」ではないかなと思うのです。

そのあとの文では、したがって今後は紛らわしいので、ちゃんとしたまっとうな狩人は道路から三里離れたところで狩猟活動をしろ、といっています。「盗人と紛らわしいから狩人は狩りをするなら山奥でしろ」ということですよ。それにづいて、もし道路から三里以内の土地で狩猟活動をしたならば、まっとうな狩人とはいえ、盗人と同罪だ。ただし、狩人の見つけた鹿が逃げていつてしまつたばあいには、それを追いかけて道のほうに近づいても問題はない、とあります。

後半に行きますね。また、山で採集活動をしている山人やまびとがたき木を拾っていて、思わぬ山奥に迷いこんでしまったとき、山立やまぢ(山賊のこと)がまた「狩人とならずらへ」て山人を「取る」ことがある。「取る」というのは、山賊が山人を拉致するということですよね。ここでもまた「狩人とならずらへ」が出てくる。そして、山人が山賊に拉致されそうになったところを、あやうく逃げてきて、狩人と名乗る者に襲われたのだと伊達家に通報したならば、その盗人は、たとえ真の狩人であったとしても、山人の証言にもとづき処罰する、という内容です。

ここで「たとひ真の狩人なりとも：罪科に処すべき也」という言い方をしているということは、どういうことでしょうか。これだと「真の狩人」だったならば、本来は「深山に分け入ってきた山人を拉致してもよい」という意味になりませんか。前半は「狩人とならずらへ」て、山に入ってきた人から強盗行為をはたらく。後半は「狩人とならずらへ」て、たき木を求めて山奥に入ってきた人を拉致してしまふ。そこから考えると、「狩人とならずらへ」というのは、たんなるテクニクとして、狩人の扮装をして安心させて、強盗なり拉致をはたらくということ以上の意味があると思つたのです。

桜井 なるほどね。

清水 狩人には一種のテリトリーがあつて、そのテリトリーのなかに関係のない人が入ってくると、財産であれ身柄であれ、拘束されても文句はいえないというルールがあつたのではないですかね。「塵芥集」のなかの言葉でいえば「深山」が、それにあたりますね。

桜井 勝俣注の「よそおい」という訳をみて、その解釈でいいのかなと思つていただけね。でも、

清水君の解釈では、「狩人のふりをして獲物に近づく」のではなくて、「狩人なんだから襲つてもいいぞ」ということだね。たしかに「狩人となずらへ」のあとに、「その人に近づき」にあたる部分がないよね。「狩人になずらへ」のあと、いきなり「人の財宝を奪いとる」が来て、あいだにもう一言あれば、「ふりをして」みたいな解釈もできるけど、前半も後半も「なずらへ」とる」になっているからね。そこはたしかにいわれるとおりだね。

清水 狩人のエリアに來たのだから、襲われても文句はいえない。

桜井 ナワバリ論から解釈しうるのではないか、ということだね。

清水 このばあいは、山賊の正統性の根拠に「狩人」があるということですよ。

桜井 たしかに「狩人のふりをして」と訳しても、「よそおい」と訳しても、解決しないね。狩人と称すれば、相手は油断するのかわ、ということになつてしまふからね。

清水 「ちよつと道を聞きたいのですけど」って、近づいていって…。

桜井 「山賊かと思つたら、狩人さんですか。ホツとしましたよ」ってことになつてしまふね。それはおかしいつてことだね。

清水 そうです。

桜井 なんて狩人のふりをすると、襲いやすくなるのかという理屈はたしかに不自然だね。その不自然さを嫌つた解釈だね。

清水 「塵芥集」の魅力でもあるのですが、狩人の生態を描いている中世史料はほかにないですよ。